

議題等の概要について

1 議題

(1) 令和3年度釧路市国民健康保険特別会計予算(案)について

■予算の概要について

- ・()内は対前年度比
- ・※は主な増減理由

No. 1 歳出合計	17,524,454 千円 (582,469 千円)
No. 2 加入者	
世帯数	23,147 世帯 (△228 世帯)
被保険者数	32,399 人 (△336 人)
	※後期高齢者医療制度への移行
No. 3 医療費	12,776,270 千円 (575,105 千円)
	※団塊の世代が70歳に到達し、保険者負担分が7割から8割になることによる医療費における保険者負担額の増
No. 4 国保事業費納付金	4,012,007 千円 (△63,080 千円)
No. 5 共同事業拠出金・財政安定化基金拠出金	10 千円 (△9 千円)
No. 6 その他歳出分	736,167 千円 (70,453 千円)
	※国と北海道が導入を促進している事務処理標準システムの導入費用(以下、「システム導入費」という。)のほか、特定健診受診率向上のため新たに実施するAIによるデータ分析を活用した受診勧奨を実施する費用の増
No. 7 歳入合計	17,524,454 千円 (582,469 千円)
No. 8 国庫支出金	0 千円 (皆減)
No. 9 道支出金	13,274,873 千円 (620,826 千円)
	※No. 6 の主な増要因の費用に係る補助金及び保険給付費等普通交付金の増
No. 10 一般会計繰入金	1,673,013 千円 (76,864 千円)
	※システム導入費に係る繰入金及び保険基盤安定負担金の増

No.11	その他歳入分	91,369 千円 (17,605 千円)
		※国保事業費納付金のうち過年度精算分等としての 基金繰入金の増

No.12	保険料収納額・収納率	
	現年度収納率	93.77% (1.05 ポイント)
	収納額 (現年度)	2,401,053 千円 (△ 90,318 千円)
	収納額 (現+滞)	2,485,199 千円 (△120,011 千円)

No.13	国保基金保有額	1,010,516 千円 (△65,642 千円)
		※特定健診料無料化事業、健康ポイント事業に係る 国保負担分及び国保事業費納付金のうち過年度精算 分等の財源

■国民健康保険料について

◆保険料試算に関連した制度改正に伴う釧路市国民健康保険条例の一部改正について

※条例改正案については、2月定例会市議会に提出予定。

1 国民健康保険料の所得割額の算定

令和2年度税制改正（施行日：令和3年1月1日）において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に都市計画区域内にある一定の低未利用土地等の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を上限に控除することができることとされた。これに伴い保険料の所得割額の算定においても規定の整備をする。

2 国民健康保険料の軽減制度

平成30年度税制改正（施行日：令和3年1月1日）において、個人所得課税の見直しが行われ、特定の収入にのみ適用される給与所得控除額・公的年金等控除額については10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除額を10万円引き上げることとされた。これに伴い、保険料の負担水準に関して、意図せざる影響等が生じないようにする、軽減判定基準の見直しが必要となったことから規定の整備をする。

※なお、賦課限度額については、国の法定賦課限度額の改定が行われないことから、令和2年度と同額となります。

【軽減判定基準改正内容】

一定の給与所得者等（※1）が2人以上いる世帯は、平成30年度税制改正後において軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため下記のとおり軽減判定基準の見直しを行う。

	現行	改正後
7割軽減 基準額	基礎控除額（33万円）	基礎控除額（43万円） +10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減 基準額	基礎控除額（33万円） +28.5万円×（被保険者数等）	基礎控除額（43万円） +28.5万円×（被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減 基準額	基礎控除額（33万円） +52万円×（被保険者数等）	基礎控除額（43万円） +52万円×（被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者。

■国民健康保険料比較について

◎ 一世帯当たり平均保険料

医療分	93,514円（△ 234円）
後期高齢者支援金等分	30,246円（ 0円）
介護分	22,389円（△ 985円）
合計	146,149円（△1,219円）

※加入している被保険者の令和3年度の収入が令和2年度の収入と変更がないと仮定した場合、約80%の世帯の保険料が減少する見込みである。

■収入階層別・所得階層別保険料比較表について

◎ 収入階層別保険料比較表

1人世帯の令和2年度と令和3年度の保険料を比較した場合、医療分及び後期高齢者支援金等分の7割軽減保険料の適用を受ける給与収入階層（98万円）並びに賦課限度額保険料に達する給与収入階層（87万5千600円）の保険料には増減がなく、このほかの収入階層については、減少傾向となる。また、2人世帯及び3人世帯の場合も同様の傾向である。

（2ページの「国民健康保険料の軽減制度」で記載した税制改正により、令和2年度と令和3年度の所得金額に変更が生じる）

◎ 所得階層別保険料比較表

1人世帯の令和2年度と令和3年度の保険料を比較した場合においても収入階層保険料比較と同様の傾向である。

（2ページの「国民健康保険料の軽減制度」で記載した税制改正により、令和2年度と令和3年度では基礎控除額の改正により保険料に変更が生じる）

(2) 令和3年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算(案)について

・()内は対前年度比

・※は主な増減理由

No. 1 阿寒診療所事業収入 459,744千円 (△7,541千円)

No. 2 診療収入 161,379千円 (△7,512千円)

○入院収入 73,073千円 (△1,533千円)

延患者数 5,110人 (0人)

1日平均患者数 14.0人 (0人)

平均単価 14,300円 (△300円)

○外来収入 76,206千円 (△6,900千円)

延患者数 11,374人 (△2,477人)

※地域人口の減少及び新型コロナウイルス感染症の
影響による診療控えによる患者数の減

1日平均患者数 47.0人 (△10人)

平均単価 6,700円 (700円)

○その他収入 12,100千円 (921千円)

No. 3 使用料及び手数料 1,387千円 (1千円)

No. 4 道支出金 6,055千円 (△2,000千円)

No. 5 繰入金 269,082千円 (1,999千円)

○一般会計繰入金 143,478千円 (2,441千円)

○事業勘定繰入金 125,604千円 (△442千円)

No. 6 諸収入 5,041千円 (△29千円)

No. 7 市債 16,800千円 (0千円)

※生化学自動分析装置及び検体検査システムへの
財源充当

No.8 阿寒診療所事業費	459,744 千円	(△7,541 千円)
----------------------	-------------------	---------------------

No.9 総務費	338,534 千円	(△4,052 千円)
○総務管理費	337,927 千円	(△3,994 千円)
	※燃料費の減	
○研究研修費	607 千円	(△58 千円)

No.10 医業費	87,802 千円	(△4,553 千円)
	※患者数減少に伴う診療材料費の減	
	※生化学自動分析装置及び検体検査システム更新	
	(18,480 千円)	

No.11 公債費	32,908 千円	(1,064 千円)
○元金	28,431 千円	(1,720 千円)
○利子	4,477 千円	(△656 千円)

No.12 予備費	500 千円	(0 千円)
-----------	--------	---------

(3) 令和3年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算(案)について

・()内は対前年度比

・※は主な増減理由

No. 1 音別診療所事業収入 351,924 千円 (18,397 千円)

No. 2	診療収入	84,878 千円	(△2,369 千円)
	○入院収入	37,451 千円	(493 千円)
	延患者数	3,285 人	(0 人)
	1日平均患者数	9.0 人	(0 人)
	平均単価	11,400 円	(150 円)
	○外来収入	32,210 千円	(△3,074 千円)
		※音別地区の人口減少に伴う患者数の減	
	延患者数	5,324 人	(△508 人)
	1日平均患者数	22.0 人	(△2.0 人)
	平均単価	6,050 円	(0 円)
	○その他収入	15,217 千円	(212 千円)

No. 3 使用料及び手数料 664 千円 (22 千円)

No. 4 道支出金 5,784 千円 (△399 千円)

No. 5	繰入金	243,205 千円	(11,664 千円)
	○一般会計繰入金	148,525 千円	(12,021 千円)
		※診療収入減収分と職員給与費等の人件費、医業費の 備品購入費(医療機器更新)、公債費(起債償還分) の増等	
	○事業勘定繰入金	94,680 千円	(△357 千円)

No. 6 繰越金 1 千円 (0 千円)

No. 7 諸収入 2,392 千円 (△121 千円)

No. 8	市債	15,000 千円	(9,600 千円)
		※医療機器更新に伴う財源充当	

No.9 音別診療所事業費 351,924 千円 (18,397 千円)
--

No.10 総務費	289,785 千円	(1,724 千円)	
○総務管理費	289,393 千円	(1,724 千円)	※人事異動及び定期昇給等による人件費の増
○研究研修費	392 千円	(0 千円)	

No.11 医業費	57,418 千円	(14,338 千円)	
○診療事業費	52,869 千円	(14,338 千円)	※感染対策用医療材料費の増及び医療機器(入院患者 監視モニタ機器等)更新等
○給食費	4,549 千円	(0 千円)	

No.12 公債費	4,321 千円	(2,335 千円)	※起債(過疎債)償還分
○元金	4,258 千円	(2,322 千円)	
○利子	63 千円	(13 千円)	

No.13 予備費	400 千円	(0 千円)	
-----------	--------	---------	--

2 一般報告

(1) 釧路市国民健康保険第2期保険事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価（案） について

中間評価における目標別評価のまとめ

中長期的な目標である、糖尿病性腎症による新規人工透析患者数の減少は達成できなかったため、糖尿病性腎症の重症化予防対策の強化を図る必要がある。

また、新規人工透析患者の中には高血圧が原因である腎硬化症の人がいるため、糖尿病性腎症と同様に重症化予防対策を実施していく。

脳血管疾患及び虚血性心疾患の生活習慣病に占める患者数の割合は減少し、目標が達成されたが、これらは高額な医療費がかかる疾患であるため、今後も重症化予防対策を継続することが重要である。

短期的な目標である、特定健診受診率の向上は達成できなかったため、より効果的な受診勧奨の手法を検討するとともに、健診受診体制を充実させることが必要である。

重症化予防対象者の特定健診結果改善割合も達成できなかったため、保健指導及び栄養指導を更にスキルアップし、重症化予防の徹底を図ることが重要となる。

特定保健指導実施率の向上は、本計画最終年度（令和5年度）目標値である60%を達成したため、今後も毎年度60%以上を目指し、特定保健指導の利用勧奨電話及び未利用者への個別訪問を継続する。

短期的な目標(R2年度～R5年度)

- ①特定健診受診率を向上させます。
- ②特定保健指導実施率を毎年度60%以上とします。【変更】
- ③重症化予防対象者のHbA1cの改善割合を毎年度20%以上とします。
- ④重症化予防対象者の血圧の改善割合を毎年度40%以上とします。
- ⑤重症化予防対象者のLDLコレステロールの改善割合を毎年度40%以上とします。
- ⑥生活習慣病の疑いのある未治療者の割合を減少させます。【追加】
- ⑦生活習慣病のコントロール不良者の割合を減少させます。【追加】
- ⑧糖尿病治療中断者数を減少させます。【追加】

【本計画の中間評価の最終決定について】

本計画の中間評価（案）については、健診料（基本項目分）無料化の継続及びデータ分析を活用した受診勧奨に関する事業の令和3年度予算が確定後、計画へ反映し最終決定する予定である。